

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	4輪原動機付自転車の乗車人員の規制緩和	都道府県	群馬県
		提案事項管理番号	1028010
提案主体名	国立大学法人群馬大学・NPO 法人北関東産官学研究会		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	道路交通法第57条 道路交通法施行令第22条 道路交通法施行規則第7条の13
制度の現状	自動車の乗車人員は、普通自動車で定格出力が0.60キロワット以下の原動機を有するもの(「ミニカー」)にあっては一人を超えないこととされている。

求める措置の具体的内容	4輪原動機付自転車は1人乗りに限定されているが2人乗り可能に改定して頂きたい。(環境対応車として電気自動車に限定しても良い)
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>CO2削減のためガソリン車に代わるべき交通手段として電気自動車が有力視されている。しかし本格的な電気自動車は軽自動車でも400万円以上の価格であり一般への普及は現時点では望めない。そこでタウンユースとしての超小型電気自動車(4輪原付自転車)であればバッテリー搭載量が少なく済み、低価格の電気自動車として普及する可能性が充分にある。</p> <p>しかしながら現法規では4輪原付自転車は1人乗りの制限があり、一般ユーザーから敬遠されている。この規制が2人乗り緩和されればタウンユースとしての普及が見込まれ、CO2削減に大いに貢献できる。</p> <p>提案理由</p> <p>当プロジェクトの活動拠点である群馬県桐生市はマイカー所有台数が1世帯当たり1.9台と極めて高い。また日常的に買い物で郊外の大型商業施設を利用する傾向にあり、利用率も年々増加している。そのため、それに伴うマイカー利用がCO2排出の増大をより深刻化させている。</p> <p>この問題を打開するにはガソリンを使用するマイカー利用を前提とする社会構造・交通基盤の見直しが必要であると考え。そこで当プロジェクトの属する群馬大学工学研究科の様々な先端技術資源を活用した研究開発を桐生市の中で展開・実施し、その具体策として電気自動車、特にタウンユースとしての2人乗り超小型電気自動車を特区で試験的に走らせその有用性を実証する。</p> <p>(参考)</p> <p>本研究開発プロジェクトの全体目標は、低炭素型交通インフラの整備並びに情報インフラの整備によるコンパクトな暮らしやすい街の構築である。またそれによるエネルギー消費の削減・CO2削減を実現させることである。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>御提案の車両は、道路交通法上普通自動車とされているミニカーに当たると考えられるが、この乗車定員を2人とすると、適度な加速で最高速度を維持する等の安定した走行性能の確保及び乗車人員の安全の面で交通の安全と円滑の確保に支障をきたすものと考えられることから、ミニカーの乗車定員を2人とすることはできない。</p> <p>なお、定格出力が0.60キロワットを超える原動機を有する普通自動車については、国土交通大臣の行う検査の対象とな</p>			

り、その乗車人員は自動車検査証等に記載された乗車定員を超えないものとなる。(検査結果によっては2人以上となる場合もあると史料)

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

#### 再検討要請

「安定した走行性能の確保及び乗車人員の安全の面で交通の安全と円滑の確保に支障をきたす」とあるが、提案者等が開発している又は今後開発されるミニカー(定格出力0.60キロワット以下)がこのような支障をきたさないことが判明した場合には当該規制を見直す必要があるのではないか。また、支障をきたさないことを証明するにはどのような手続きを踏めばよいのか、回答されたい。

#### 提案主体からの意見

#### 再検討要請に対する回答

#### 「措置の分類」の見直し

C

#### 「措置の内容」の見直し

ミニカーについて、安定した走行性能の確保及び乗車人員の安全の面で交通の安全と円滑の確保に支障をきたさないというためには、当該ミニカーが国土交通省が定める保安基準その他の車両の安全性に係る基準に適合することが必要であり、その手続については、同省に確認していただきたい。なお、当庁としては、提案に係るミニカーが車両の安全性に係る基準に照らして安全であることが確認されない限り、乗車人員の見直しの必要性について検討を行うことは困難である。

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010020	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	搭乗型の移動支援ロボットの公道(歩道)走行社会フ	都道府県	茨城県	
	イールド実証試験特区	提案事項管理番号	1035010	
提案主体名	つくば市			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
該当法令等	道路交通法第2条第1項第8号、第11号、第11号の2、第11号の3、第3項第1号 道路交通法第17条第1項 道路交通法第63条の3、第63条の4 道路交通法第84条第1項 道路交通法施行令第1条 道路交通法施行規則第1条、第1条の3、第1条の4 道路交通法施行規則第9条の2 (道路運送車両法第2条、第40条、第44条等)
制度の現状	<p>道路交通法第84条第1項の規定により、自動車及び原動機付自転車を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許を受けなければならないとされている。</p> <p>道路交通法第17条第1項の規定により、車両は車道を通行することが原則である。</p> <p>歩道を通行することができる者は、歩行者を始め、道路交通法第2条第3項の規定により歩行者としてみなされる身体障害者用の車いす、歩行補助車等とされている。また、道路標識等により当該歩道を通行することができることとされている場合等においては、普通自転車も、歩道を通行することができる。</p> <p>道路交通法第84条第1項の規定により、自動車及び原動機付自転車を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許を受けなければならないとされている。</p> <p>道路交通法第17条第1項の規定により、車両は車道を通行することが原則である。</p> <p>歩道を通行することができる者は、歩行者を始め、道路交通法第2条第3項の規定により歩行者としてみなされる身体障害者用の車いす、歩行補助車等とされている。また、道路標識等により当該歩道を通行することができることとされている場合等においては、普通自転車も、歩道を通行することができる。</p>

求める措置の具体的内容	一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット(パーソナルモビリティ等)を、電動機を用いるものであっても、電動アシスト自転車などと同様の軽車両(または原動機を用いる歩行補助車等)扱いとし、つくば市内のある一定区域の公道(普通自転車も走行可能な歩道に限る)での走行を可能とし、歩行者混在空間での移動支援ロボットの実証試験を行なう。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボット(パーソナルモビリティ等)を、電動機を用いるものであっても、電動アシスト自転車などと同様の軽車両(または原動機を用いる歩行補助車等)扱いとし、つくば市内のある一定区域の公道(普通自転車も走行可能な歩道に限る)での走行を可能とする。これにより、モビリティ格差のない社会の実現等を見据え、移動支援ロボットの歩行者混在空間での実証試験を行い、その有効性・安全性・可能性を評価検証する。</p> <p>提案理由:</p> <p>①モビリティ格差のない社会の実現に向けて、自動車に替わる近距離の新たな移動手段が望まれており、移動支援ロボットには、新たな移動手段(都市交通システム)として高い可能性がある。</p>

- ②移動支援ロボットには、地域の安全確保のための防犯パトロールの手段としても、高い可能性がある。
- ③2030年までにCO2排出量50%削減を目指す「つくば環境スタイル計画」の実現のためにも、自動車に替わる環境配慮型の移手段として、移動支援ロボットは高い可能性がある。
- ④公道での実証試験を行ない、安全性等を検証することで、安全で役立つ移動支援ロボットの実用化を加速させ、世界をリードする日本のロボット産業の創出に貢献し、地域活性化を図る。

安全対策:

- ①走行エリアを市内一定エリアの幅員が広い歩道(自転車も走行可能な歩道)に限定する。
- ②搭乗する者は安全な搭乗方法について教育を受けた者に限定する。
- ③走行する速度は、低速の自転車と同程度とし、12km/h程度に制限する。
- ④私有地において実証試験や利活用がなされているものに限定する。

その他別紙特区説明書 参照

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容
<p>1 直ちに措置できない理由</p> <p>現在開発が進められている搭乗型の移動支援ロボットは、現行制度においては、道路運送車両法上、原動機の定格出力の大小に応じて自動車又は原動機付自転車に当たる場合があると考えられ、その場合は道路運送車両の保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供することができない。また、当該ロボットを運転する場合、道路交通法上、運転免許の保有を必要とし、車道を通行しなければならないこととなる。</p> <p>他方、当該搭乗型の移動支援ロボットの歩行者混在空間での実証実験については、歩道における歩行者やその運転者の安全を確保するために必要な措置が十分に検証、検討されていない状況にある。</p> <p>このような現段階において、搭乗型の移動支援ロボットを自転車等と位置付けて歩道を通行させることは時期尚早と考えられ、仮に対象地域や対象者を限定した特例措置であっても、交通事故が発生した場合は人の死亡、負傷、後遺障害という不可逆的な危害をもたらす、特例措置の停止等の事後的な対応では取り返しがつかないこととなることから、十分かつ慎重な検討が必要である。</p>			
<p>2 検討主体、検討内容、検討プロセス</p> <p>特区内の一定の道路における実証実験の実施が可能となるよう、道路使用許可等の必要な法令上の措置、安全を確保するために必要となる具体的措置等につき、国土交通省とも連携して速やかに検討を行う。</p> <p>(検討内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用する搭乗型の移動支援ロボットの仕様</li> <li>○ 道路交通環境の条件(道路構造、交通量等)</li> <li>○ 必要となる安全措置(走行速度、使用者の講習、歩行者等への注意喚起等)</li> </ul>			
<p>3 検討を開始する時期、検討開始後実施までに要する期間</p> <p>実証実験の実施に向けて、平成22年度中に一定の結論が得られるよう、速やかに検討を開始する。</p>			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体の意見を踏まえ、また、提案内容がより早期に実現できるよう、再度検討されたい。
提案主体からの意見	<p>科学技術を社会に役立つものに作り上げていくためには、技術開発のみならずそれを活かす社会システム(法体系)を併せて整備することが重要である。つくば市は研究都市として科学技術を社会に役立つものとするため街自体を実証フィールドとして提供することが重要な使命である。欧米では新しい移動体が既に公道を走行できるよう法整備がなされ、それにより利用</p>

者と開発者とのインタラクションが生まれより一層の技術開発が進んでいる。我が国においても、我が国科学技術の国際競争力強化のため早急な対応が必要であると考え。以上から、当市の特区提案を認めていただきたい(詳細別紙)。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

A

「措置の内容」の見直し

IV

実証実験において使用するロボットの仕様等が明らかでないことから、現時点において、提案の通りに歩行者混在空間での実証実験を行うことが可能であるかについては判断が困難であるが、前回回答に示した検討事項について速やかに検討を進めることにより、一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボットについて、特区内の一定の公道において、ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とすることとする。

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010030	プロジェクト名	ダイノソーバレー特区
要望事項 (事項名)	歩行者用信号機の構造基準の緩和	都道府県	福井県
		提案事項管理番号	1044010
提案主体名	福井県		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	道路交通法第4条第4項 道路交通法施行令第2条 道路交通法施行規則第4条、別表第1
制度の現状	歩行者等に対して意味を表示する信号は、人の形の記号を有する灯火と定められている。

求める措置の具体的内容	歩行者専用信号機の表示中の記号を「人の形」に限定する規定の撤廃 道路交通法施行令第2条および同法施行規則第4条別表第1により人の形の記号を有する灯火が歩行者専用信号機とされている。この規制を緩和し、福井県立恐竜博物館周辺の歩行者用信号機においては、これを人以外の形でも可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>【事業の概要】</b></p> 福井県は、日本で発掘された恐竜化石の8割以上を占め、30体以上の恐竜骨格がある国内最大級の恐竜博物館を有する。博物館は子どもから大人まで楽しみ、研究者も満足できる施設で、年間約40万人が来館、うち8割以上は県外の方である。                 県では、この恐竜という地域資源を活用し、観光誘客を図るため、九頭竜川流域の恐竜化石発掘現場から中流域までを「恐竜渓谷(ダイノソーバレー)」として一体的整備を進めており、国道沿いの道の駅に恐竜のモニュメントなども設置している。                 こうした中、博物館周辺の信号機や横断歩道に恐竜を連想させるイラストなどを用いた公共的空間を創出し、「恐竜王国ふくい」の活性化を推進する。 <p><b>【提案理由】</b></p> 恐竜博物館を中心にダイノソーバレーとして地域振興を図っているところであるが、歩行者専用信号機や横断歩道などの交通標識は道路交通法によって全国一律の基準でその形態等が定められており、地域独自の工夫を施す余地がない。                 この規制を緩和し、信号機等に恐竜のイラストを用いるなど観光資源と調和した交通標識の設置を可能にし、地域全体の魅力を向上させ、観光客の関心を高めて地域振興につなげる。なお、道路交通上の安全性に配慮した形状とする。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>信号機は、交通の安全と円滑を図るため、交差点における交通整理を行うために設けられた装置であり、道路を通行する歩行者及び車両には、その表示する信号に従う義務が課せられ、当該義務は罰則で担保されている。また、歩行者が従うべき信号の混乱や誤認は、歩行者の交通の危険を生じさせるおそれがあり、道路交通法第76条第1項においては、信号機等に類似する工作物等の設置が禁止され、罰則も規定されている。</p> <p>現行の歩行者用信号機の信号の形は、高齢者、弱視者、色覚異常者を含め歩行者からの視認性を確認した上で定められたもので、特に、色覚異常者にとっては、信号の形が重要である。</p>			

そして、歩行者用信号機の信号の形に恐竜の形を認めた場合、他の形を認めない理由はないため、様々な形の信号が現れ、歩行者用信号としての認知や歩行者用信号の視認性が確保できなくなるおそれがある。

したがって、本件提案を認めることはできない。

なお、地域振興のための信号柱等の利活用については、交通安全の確保に支障のない範囲で、提案者と相談することが可能である。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

### 再検討要請

右提案主体の意見について回答されたい。

その際、歩行者用信号機そのものの設置につき、恐竜型信号機の横に「これは歩行者用信号機です」という看板(夜間点灯)を付けること等によって、恐竜型信号機が歩行者用信号機であることを認知させることは十分可能であると考えられるが、この点についても回答されたい。

### 提案主体からの意見

道路交通法第76条第1項は、交通規制の実体が無い類似物件の設置によって、運転者や歩行者が誤認することを避けるための規制であるが、今回の提案は、類似物件ということではなく信号機そのものの設置を求めるものである。

また、信号の形については、人に近い二足歩行の恐竜の絵柄を用い、現行の人の形による「止まれ」と「進め」のように違いが明確に区別できるように工夫することで、色覚異常者等でも視認できるようにする。(特区計画認定の際に、信号としての認知や視認性に配慮されたものに限定する。)

なお、海外では地域限定の信号機を用いている例が複数あり、人以外の形の信号機も実際に公道上で使われている。

### 再検討要請に対する回答

#### 「措置の分類」の見直し

C

#### 「措置の内容」の見直し

歩行者用信号機は、交通事故死者の約半数を占める歩行者及び自転車利用者の安全の確保に極めて重要な役割を果たしているものであり、幼児、高齢者、障害者を含むすべての通行者が、歩行者用信号機を瞬時に迷うことなく歩行者用信号機として認知することができ、それに即した通行や運転がなされるものでなければ、交差点を横断中の歩行者や自転車利用者が交通事故の被害に遭うおそれがある。このため、歩行者用信号機の信号の記号の分かりやすさについては、色覚異常者、弱視者、高齢者を含めた確認も行われている。

人の形の記号を有する灯火が歩行者用信号機の信号であることは、歩行者、自転車利用者、自動車運転者等に広く定着しており、これ以外の形の記号を有する灯火を認めれば、特に児童、高齢者、障害者等の交通弱者の混乱を招き、これらの者が交通事故の被害に遭う危険を高めることとなる。また、人の形以外の記号の灯火の横に看板を附置することで信号機としての認知を図ることについては、交差点を通行する際に、信号機の灯火以外のもの(看板等)の確認をも求めることとなり、移動中に瞬時の認識と判断が必要となる交通信号機として適切でない。

したがって、人の形以外の記号の灯火を歩行者用信号機の信号として認めることはできない。

一方、本件提案を踏まえ、地域振興等の観点から、信号機等の効用を妨げないために必要な措置をとった上で、恐竜等の形の記号の灯火を有する信号機型の機器を歩行者用信号機に併設・接続して設置することができるよう新たな措置を講ずることは可能である。

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010040	プロジェクト名	ダイノソーバレー特区
要望事項 (事項名)	恐竜の足跡型横断歩道アート	都道府県	福井県
		提案事項管理番号	1044020
提案主体名	福井県		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	道路交通法第4条第5項 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第10条、別表第6
制度の現状	横断歩道を表示する道路標示の様式については、白色の縞状の記号等が定められている。

求める措置の具体的内容	<p>横断歩道の形状等に関する規定の緩和</p> <p>道路交通法第4条第5項で、横断歩道の設置にあたってはその形状が規定されており、独自の形状のものを設置することはできない。この規制を緩和し、恐竜博物館周辺に限り、恐竜の足跡をかたどったペイントつきの横断歩道の設置を可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業の概要】</p> <p>福井県は、日本で発掘された恐竜化石の8割以上を占め、30体以上の恐竜骨格がある国内最大級の恐竜博物館を有する。博物館は子どもから大人まで楽しめ、研究者も満足できる施設で、年間約40万人が来館、うち8割以上は県外の方である。</p> <p>県では、この恐竜という地域資源を活用し、観光誘客を図るため、九頭竜川流域の恐竜化石発掘現場から中流域までを「恐竜渓谷(ダイノソーバレー)」として一体的整備を進めており、国道沿いの道の駅に恐竜のモニュメントなども設置している。</p> <p>こうした中、博物館周辺の信号機や横断歩道に恐竜を連想させるイラストなどを用いた公共的空間を創出し、「恐竜王国ふくい」の活性化を推進する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>恐竜博物館を中心にダイノソーバレーとして地域振興を図っているところであるが、歩行者専用信号機や横断歩道などの交通標識は道路交通法によって全国一律の基準でその形態等が定められており、地域独自の工夫を施す余地がない。</p> <p>この規制を緩和し、信号機等に恐竜のイラストを用いるなど観光資源と調和した交通標識の設置を可能にし、地域全体の魅力を向上させ、観光客の関心を高めて地域振興につなげる。なお、道路交通上の安全性に配慮した形状とする。</p> <p>※横断歩道と認識できるように、規定の横断歩道をベースとして目立たない色で恐竜の足跡を描き、自動車運転手が横断歩道と識別できるように工夫する。(できるだけ横断歩道に近い白と黒のゼブラ模様を維持することで、視認性による不安点を解消)</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>横断歩道は、歩行者が車両等から危害を受けることなく安全に道路を横断することができるよう、道路標示等により歩行者の横断の用に供するための場所であることが示された場所である。横断歩道の付近の場所では、歩行者に横断歩道により道路を横断する義務が課せられている一方で、車両等の運転者には、横断歩行者のいる横断歩道の手前で一時停止すると</p>			

ともに、横断歩行者の通行を妨げないようにしなければならない義務が課せられている。したがって、歩行者及び車両等の運転者に、横断歩道の存在が遠方等からも確実かつ明瞭に認知される必要があり、道路交通法においては、道路標示等に類似する工作物をみだりに設置することが禁止されている。仮に、横断歩道を表示する道路標示に様々な形状のものを認めれば、当該道路を通行する歩行者及び車両等の運転者は、他の道路標示と混同や混乱するなどして、当該横断歩道が法律上の横断歩道であるかどうかを直ちに判断することができないおそれがある。したがって、歩行者等の通行の安全を確保するため、横断歩道を表示する道路標示の様式については、全国的に統一された様式以外のものを認めることはできない。

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
右提案主体の意見について回答されたい。			
提案主体からの意見			
<p>今回の提案は、横断歩道のゼブラ模様は維持し、①白線上に足跡を白抜きする、もしくは②アスファルト部分に視認性に影響を及ぼさない色で足跡をペイントする、等の工夫をすることで、横断歩道(ゼブラ模様)の視認性に支障はきたさないものとする。</p> <p>今回、特区申請を検討している恐竜博物館付近は速度制限が40km/時以下であり、また、信号機設置場所に限定するなどにより、安全性の確保は可能である。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し
<p>横断歩道等の道路標示の効用を妨げることなく、道路標示としてのペイントがなされていない道路の部分に道路標示又は区画線以外のペイントを行うことは、道路交通法において禁止されていない。具体的なペイントの形態や道路標示等との関係等については、当該場所を管轄する都道府県警察に相談されたい。また、道路管理上の問題の有無については、道路管理者に相談されたい。</p>			

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1047010
提案主体名	株式会社 玉越		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第23条第1項第1号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単便利で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>警察庁の犯罪統計により、「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっこうに無くならない現実を鑑み(平成21年次、上半期認知事件数12件)、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、新しい賞品交換システムを採用することにより、セキュリティがしっかりした設備と人々がいるパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が「貸玉・貸メダル」の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必要があると考えられるのであります。このシステムの採用により、文献によるところの、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる弊害を解消し、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。これにより、日本で生まれ大衆娯楽に発展した素晴らしいパチンコが、グローバル時代の現代にあつては、世界中の人々に本当のパチンコの楽しさ素晴らしさを知っていただけることとなり、その結果、国民の大衆娯楽に成長したパチンコ産業そのものが、世界中に輸出できる体制になるのであります。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010060	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1047020	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第1項第2号
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金としてぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴式遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと等の規制がなされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことに改定する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在のパチンコの貸玉金額は昭和53年(1978年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しがなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」貸玉にあつては1円から5円、貸メダルにあつては上限25円の金額の中から、お客様の選択肢に合わせた遊技を行うことが、パチンコファンにとっても時代に適した遊技の幅を持たせた選択肢であるため、再度提案をさせていただきます。これは日本が戦後発展をとげ成熟社会となった現在にあつては、昭和53年の物価から比較しても、個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることはないと考えられるからであります。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>ぱちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。</p>			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010070	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	パチンコ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1047030	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 19 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 35 条第3項
制度の現状	<p>ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそるおそれがあるため、風営法において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射幸心をそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超えないこと等の規制がなされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>パチンコ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在パチンコ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後およそ20年が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑みて、例えばその物品の上限を3万円に上げたとしても、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品 3 個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合、それだけでは著しく射幸心をそられるとは決して言えないのであります。保通協で認可された遊技機を設置し営業を行っているパチンコ営業店は適度な射幸性を保った健全な娯楽産業であり、例えば賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受けることは有り得ないのであります。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。</p>			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	
-------	--

提案主体からの意見

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010080	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店とカジノのコラボレーション特区。	都道府県	愛知県	
		提案事項管理番号	1047050	
提案主体名	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省
該当法令等	刑法第185条、第186条(当庁の所管法令ではない)
制度の現状	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律においては、同法第2条第1項に掲げる営業を風俗営業として位置付け、所要の規制がなされているが、現金、有価証券その他の賞品の提供を前提とするカジノは、同法に規定する風俗営業に該当しない。

求める措置の具体的内容	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定めるところの7号営業である、パチンコ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も併設して行う事が出来る。
具体的事業の実施内容・提案理由	カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活性化につなげる。3. カジノで得る収益を特定の目的税(子育て支援、環境対策)として活用する。これはカジノを運営するにあたっては、防犯及びセキュリティに関してノウハウを持ち、経営が健全であると認められた、パチンコ営業店に対し、全国に先駆けてカジノ経営を、カジノ特区として許可するのが良いと考えられるのであります。又、遊技を行う対象者は20歳以上の成人であることは勿論のこと、パスポート等で身分が確認出来る外国人および、予め入場許可証の発行を受けた者とし、それ以外はたとえ成人であっても入場を禁止することとします。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容
<p>カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。</p> <p>また、カジノの合法化には、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念され、これらの諸問題が十分に考慮される必要がある。</p>			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	店舗型性風俗特殊営業の公平な認可について	都道府県	青森県
		提案事項管理番号	1002010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	警察庁
該当法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 28 条第2項
制度の現状	<p>法第 28 条第1項において、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止する区域を定め、第2項において、第1項に定める区域のほか、都道府県の条例により、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止する地域を定めることができる旨を規定している。</p>

求める措置の具体的内容	<p>風営法第 28 条の2により、各県に店舗型性風俗特殊営業の1号営業「ソーブランド」の認可が委任されているが、人口が一人以上の自治体への、許認可権の委譲について要望する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第 15 次提案「全国規模の規制緩和」において、県から市町村単位への許認可権の委託に関しては、「現行法でも各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能」としているが、現実には県 &gt; 市町村 &gt; 地域 &gt; 個人と力関係が働いており、競合する場合に地域住民の意思が優先される事はない。現に禁止されている自治体であって、認可された事例がないことが明白な事実である。</p> <p>青森県での陳情事例をあげるが、「善良の風俗環境・少年の健全な育成を害する・暴力団の資金源になる等」、数値化されない主観的な不採択理由はどこの自治体でも同じであり、現状ではどのような提案をしても許可されることはない。(資料 1・2 参照)</p> <p>そのため「現行法でも各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能」との回答は、認識に誤りがあると思われ、人口一人以上の自治体及び、当該建物への巡回パトロールの義務付け等という条件で、県から市町村への許認可権の委任について要望する。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容
<p>現行法でも、各市町村における地域の実情や住民の意思を踏まえることは十分に可能であり、法第 28 条第2項の規定は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するという法目的達成のため、十分に機能している。</p>			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	売春行為の条件付き許可について	都道府県	青森県
		提案事項管理番号	1002020
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省
該当法令等	売春防止法(当庁の所管法令ではない)
制度の現状	

求める措置の具体的内容	特定区域内での指定設備を有する建物客室内において、売春行為の条件付き許可について要望する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>売春防止法第 11 条では、「情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する」と、場所の提供を禁止しています。しかし一方で風営法での店舗型および派遣系サービスが、認可および届出制になり場所の提供を容認しています。その中で売春が行われているのは周知の事実であるので、「売春を禁止する」とした場合に、このような形態に対しどのような取り締まりが行われるのか教えていただきたいと思います。</p> <p>第 14・15 次提案において『売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為等を処罰している』と、毎回同じ回答をされています。</p> <p>しかし同第 4 条では適用上の注意として、「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とあります。何度も言いますが、国民の権利とは憲法に保障された「職業選択の自由」も含まれます。従って一般国民は別として、従事者に対して売春防止法は適用されないこととなります。そのため従事者用に区域を限定した特例措置を講じて、問題は生じていないと考えますので、再検討を要望します。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容
警察庁は、売春防止法を所管していないことから、売春行為を合法化することの是非についてお答えする立場にはないが、売春の合法化には、清浄な風俗環境や青少年への影響、暴力団等の反社会的な組織の関与、女性の尊厳等の観点から懸念があるのではないかと考える。			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	—	「措置の内容」の見直し

## 01 警察庁 特区第16次 再検討要請回答

管理コード	010110	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026050	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法(当庁の所管法令ではない)
制度の現状	

求める措置の具体的内容	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	—	措置の内容
移民を含む外国人の受入れに関しては、適正な在留管理、外国人が安定して生活を営むための雇用、教育、社会保障等の制度が十分整備され、また、受入れについての国民のコンセンサスが得られていることが必要と考えている。当庁としては、こうした観点から、関係省庁の検討状況を把握しながら、治安に与える影響について慎重に見極めていく必要があると考える。			

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案主体の意見について回答されたい。
提案主体からの意見	<p>政府設置の「高度人材受入推進会議」の報告書(H21.5)によれば、経済成長や雇用創出に必要不可欠な人材として、研究者、技術者だけでなく、経営幹部層なども範囲に含む、グローバルな高度人材の獲得の必要性が提言されている。</p> <p>本要望は、同会議の提言の趣旨を踏まえた規制緩和として、適用対象の条件を限定するものである。</p> <p>規制緩和が社会に与える影響を見極める上で、パイロット的な役割を果たすものであることから、関係省庁の検討状況も踏</p>

まえて実現を検討いただきたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

—

「措置の内容」の見直し

前回は回答したとおり、移民を含む外国人の受入れに関しては、適正な在留管理、外国人が安定して生活を営むための雇用、教育、社会保障等の制度が十分整備され、また、受入れについての国民のコンセンサスが得られていることが必要と考えている。当庁としては、こうした観点から、関係省庁の検討状況を把握しながら、治安に与える影響について慎重に見極めていく必要があると考える。